

●香川県選挙管理委員会告示第40号

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

令和3年10月19日

香川県選挙管理委員会委員長 藤 本 邦 人

選挙区	制 限 額
香川県第1区	26,005,200円
香川県第2区	22,983,700円
香川県第3区	22,705,300円